

愛知県立学校管理規則の一部改正について

このことについて、愛知県立学校管理規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

令和4年2月4日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、愛知県立にしお特別支援学校に副校長を置く必要があるからである。

愛知県立学校管理規則の一部改正の概要

1 改正の概要

愛知県立にしお特別支援学校に副校長を置くことに伴う関係条文の改正

2 改正の理由

愛知県立にしお特別支援学校は、知的障害と肢体不自由の両方に対応する特別支援学校であり、障害種ごとに教育課程が異なるとともに、それぞれが本校相当の学級規模であることから、校務の一部をつかさどることのできる副校長を配置する必要があるため。

3 改正の内容

- (1) 愛知県立にしお特別支援学校に、副校長を置く。
- (2) 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立にしお特別支援学校にあっては、知的障害と肢体不自由のいずれかの障害種別に関する校務をつかさどる。

4 施行期日

令和4年4月1日

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛知県立学校管理規則（昭和三十二年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び愛知県立新城有教館高等学校」を「愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立にしお特別支援学校」に改め、同条第二項中「つかさどる」を「愛知県立にしお特別支援学校にあつては知的障害又は肢体不自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象とする障害種別に関する校務をつかさどる」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県立学校管理規則の一部改正新旧対照表

新

(副校長)

第十条 愛知県立刈谷東高等学校、愛知県立新城有教館高等学校及び愛知県立にしお特別支援学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務を、愛知県立にしお特別支援学校にあつては知的障害又は肢体不自由のうち教育委員会が指定するいずれかの教育の対象とする障害種別に関する校務をつかさどる。

旧

(副校長)

第十条 愛知県立刈谷東高等学校及び愛知県立新城有教館高等学校に、副校長を置く。

2 副校長は、校長の監督を受け、愛知県立刈谷東高等学校にあつては通信制の課程に関する校務を、愛知県立新城有教館高等学校にあつては愛知県立新城有教館高等学校作手校舎に関する校務をつかさどる。